

注 釈

番号	内容
1	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
2	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
3	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
4	特措法第2条第1号
5	感染症法第6条第7項
6	感染症法第6条第8項
7	感染症法第6条第9項
8	特措法第1条
9	薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
10	特措法第5条
11	特措法第34条
12	特措法第22条
13	特措法第36条第2項
14	特措法第3条第1項
15	特措法第3条第2項
16	特措法第3条第3項
17	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催。
18	「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催。
19	特措法第3条第4項
20	感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
21	感染症法第10条の2
22	特措法第3条第5項
23	特措法第4条第3項

24	特措法第4条第1項及び第2項
25	特措法第4条第1項
26	特措法第8条第2項第1号及び第3号
27	特措法第8条第7項及び第8項
28	特措法第15条
29	特措法第37条の規定により読み替えて準用する第26条
30	特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項
31	特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。
32	特措法第24条第1項
33	特措法第26条の2第1項
34	特措法第26条の3第2項及び第26条の4
35	特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項
36	特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。
37	特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。
38	特措法第36条第1項
39	特措法第37条の規定により読み替えて準用する第25条
40	特措法第8条第2項第2号イ
41	健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。
42	特措法第13条第1項
43	特措法第13条第2項
44	特措法第8条第2項第2号ロ
45	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。
46	特措法第8条第2項第2号ロ
47	予防接種法第6条第3項
48	The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines(WHO:The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。
49	特措法第28条
50	特措法第8条第2項第2号ハ
51	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬

	機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
52	備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。
53	ワクチン接種資資材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。
54	特措法第10条
55	特措法第11条
56	特措法第8条第2項第2号ハ
57	ワクチン接種資機材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。
58	特措法第10条
59	特措法第11条
60	要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P22-23「(参考)要配慮者への対応」を参照。
61	要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P22-23「(参考)要配慮者への対応」を参照。
62	特措法第45条第2項
63	特措法第59条
64	特措法第63条の2第1項